

## 第3回兵庫県住宅再建共済制度のあり方検討会議事録

(委員)

財政的リスクへの対応策については、あり方検討会としては支払限度額を設定するというところまででよい。具体的な設定方法は検討会の報告書を受けて、県において検討すればよいと思う。

また、海外の再保険を活用している国内損害保険会社が、フェニックス共済の再保険を引き受けことに消極的な反応を示したのは、海外市場において日本の自然災害リスクが敬遠されていることの表れである。

これは、こうしたリスクを補償するフェニックス共済が、有用かつ重要であることを示していると言える。

(委員)

最終報告（案）のポイントは、支払限度額の設定と県による損失補償の廃止であると思っている。

契約者にとっては、限度額を設定されたうえで、さらに制度運営が困難になった際の補償もないことは大きな不利益になるので、限度額の設定のみとし、損失補償は存続させてはどうかと思う。

(委員)

保険業法では、保険会社が「保険契約者保護機構」に加入し、拠出金を負担することが義務づけられている。フェニックス共済における損失補償は、行政からの拠出である点は異なるものの、制度破綻時に契約者を保護する目的は一致している。その意味でも損失補償は存続させてはどうかと思う。

(委員)

加入者に対して、フェニックス共済は一定の想定のもとで設計されているものの、場合によつては給付金の支払いが限られるリスクがあることを、正しく認識してもらえるよう、丁寧な説明を行う必要がある。

また、最終的な制度のあり方は県議会で議論されるべきものであるが、仮に共済制度を廃止すべきとの議論となつた場合、被災者生活再建支援において、他県が独自の施策を設けているなかで、兵庫県が極めて低い水準となるおそれがある。共済制度を廃止する場合には、代替となる独自支援制度を設ける必要がある。

(委員)

給付金支払限度額の設定は、財政的にも現実的にも適切な手法であると考えている。

(委員)

給付金支払限度額の設定という手法で問題ないと考えている。

(座長)

自然災害は近年、気候変動の影響により豪雨災害が激甚化の一途をたどっているとともに、地震は阪神・淡路大震災以降、活動期に入り、各地で頻発している状況である。

一方、長期的にみれば、地震活動には静穏期と呼ばれる比較的落ち着いた時期が存在し、南海トラフ地震の発生後には、約 100 年にわたり静穏期が続くと考えられている。このような自然のサイクルを踏まえて試算され、ご議論いただいた内容が報告書に取りまとめられていると判断している。

(座長)

損失補償に関して意見があった。報告書の案では「削除を含めた検討が必要である」との趣旨にとどめているが、検討会として、この記述に修正意見や異議はないか。

(異議なし)

(事務局)

最終報告（案）12 頁では、基準となる限度額とその設定方法を検討する必要があるとの記述にとどめているが、委員の意見を踏まえて検討の方向性を追記してはどうかと考えている。

再保険といった支払余力をもたないなか、具体的な基準額については、大規模災害が発生した時点での積立資産の状況に応じて決めることが考えられるが、委員の意見をいただきたい。

(座長)

「民間では再現期間 200 年の地震に対応する支払額を想定しているケースが多く、この基準を踏まえつつ、実際の限度額については、積立資産の状況を考慮し、災害ごとに決定することが考えられる。」という内容を 12 頁の末尾に追加したいと考えるが、異議はないか。

(委員)

地震災害の限度額を設定し、風水害については設定しないのか。

(事務局)

地震における給付金所要額は最大 176 億円と金額が大きいため、地震災害を基準として設定し、その範囲内で風水害に対応することが考えられる。

(委員)

支払限度額は地震と台風の両方があるが、どのように設定するかが非常に難しい問題であ

る。検討会では、支払限度額を設定することまで提言し、地震と台風の取扱い、1回の地震等による支払額と年間支払額のどちらで設定するかなど、詳細については今後の検討課題とするのが適当である。

(委員)

26 頁に都道府県独自の被災者生活再建支援制度の例が示されているが、内容が類似している。全壊した場合の上乗せなど、他にも異なるタイプの制度があると思うので、そうした制度も追記してはどうか。

(座長)

12 頁については、支払限度額の設定を検討会の最終報告とし、実際にどのように設定するかについては、今後検討が必要であることを結論としてよいか。

(委員)

支払限度額については、本来は地震と風水災を分けて設定しないといけないが、再現期間200年の地震を参考にするという表現とすることに対して異論はない。

(座長)

承知した。再現期間200年の地震を参考に基準額を検討し、災害の都度、決定することも考えられるという趣旨であるが、異議はないか。

(異議なし)

(座長)

本日いただいたご意見の最終報告書への反映については、座長に一任いただきたい。事務局と調整のうえ修正を行い、最終報告書とする。

阪神・淡路大震災を契機として兵庫県が創設したフェニックス共済は極めて重要な制度であり、検討会における議論を通じて、問題点がより明確になった一方で、今後の方向性について一定の成果が得られたと考えている。

これはひとえに、各委員の努力と意見のおかげであると認識している。